

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害)

当町の地層には酸性岩が多く分布し、花崗岩が主で、断層や節理等から水が染み込むと深部まで化学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、砂防、急傾斜ともに危険箇所が数多くある。

(高潮)

台風や発達した低気圧の接近により発生する高潮のリスクは、島内海岸線地域に点在する。

(津波)

当町の海岸線は入江が多く津波リスクは海岸線地域全域に及ぶ。海岸線以外にも二級河川（原田川、原下川、小原川）流域は被害の恐れがある。

(地震)

(1) 南海トラフ巨大地震

マグニチュード8～9クラスの大地震が発生し、残りの領域においても連動して大地震が発生する可能性が高まる（「半割れ」ケース）などの「異常な現象」が観測される可能性が示されており、30年以内の発生確率60～90%程度以上との予測もされている。

(2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

この領域では、17世紀以降現在までに、1905年の芸予地震（M7.2）や「平成13年（2001年）芸予地震」（M6.7）など、M6.7～M7.4の地震が6回発生している。この領域で今後30年以内に地震が発生する確率は40%程度と予測される。

(3) 今回調査の被害想定（「広島県地震被害想定調査結果（概要版）」（令和7年10月））によると、当町の最大震度は「6弱」であり、前回調査（H25.10月）と同様である。

(4) 前回の広島県想定（H25.10月）と内閣府の想定及び前々回の広島県想定（H19.3月）との比較

【内閣府との比較】

浸水面積は、堤防等の護岸施設が地震動で破壊されるなどの悪条件下で想定したため、広くなつた。市町別最大震度は、大崎上島町、安芸高田市が1ランク大きな震度となつた。

浸水面積が広くなつたため、津波（破堤に伴う浸水被害を含む）による建物被害棟数や死者数、ガス、道路、鉄道、避難者、震災廃棄物、経済被害額が多くなつた。上水道施設の地域特性を反映したため、断水人口が多くなつた。

なお、内閣府は、全国の電力需給バランスを考慮しており、全国ほぼ一律の停電率としているため、停電軒数が多くなつてゐる。

【H19.3の広島県想定との比較】

ライフラインを除き、ほぼ全ての被害想定項目において、今回の広島県想定の被害の方が大きくなつた。

(その他)

急傾斜地域を多く抱えている当町には、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。海岸線は台風による暴風、波浪や高潮等による被害が発生しやすく、大雨が予想される場合には、早い段階での避難が必要になる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※参考資料

- ・大崎上島町 web 版ハザードマップ
<https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/section/hazardmap/index.html>
- ・大崎上島町地域防災計画（令和5年度改定）地震災害対策編
<https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/material/files/group/2/shiryou.pdf>
- ・大崎上島町地域防災計画（令和5年度改定）南海トラフ地震防災対策
<https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/material/files/group/2/nanntora.pdf>
- ・文部科学省地震調査研究推進本部 南海トラフで発生する地震
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/
- ・文部科学省地震調査研究推進本部 安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/
- ・広島県地震被害想定調査報告書
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>
- ・内閣感染症危機管理統括庁 トップページ
<https://www.caicm.go.jp/index.html>
- ・感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況(令和7年4月1日現在、出典「令和7年度 商工会実態調査」)

商 工 業 者	（ う ち ） 事 業 規 模 数	（ う ち ） 總 会 員 数	（ う ち ） の 商 会 工 業 員 数 者	内 訳									
				建 設 業	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	飲食店/ 宿泊業		サービス業		その 他	
								飲 食 店	宿 泊 業	娛 樂 業	娛 樂 業 以 外		
	460	436	382	354	41	43	12	103	24	10	9	64	48

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・大崎上島町地域防災計画の策定
- ・大崎上島町防災ハザードマップの作成
- ・自主防災組織の育成
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・大崎上島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- ・災害時応援協定の締結

2) 当商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国及び県の施策の周知
- ・事業者BCP作成セミナーの案内
- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食、他)の備蓄
- ・大崎上島町が実施する防災訓練への参加
- ・大崎上島町商工会BCPの作成
- ・年度別事業継続力強化計画策定支援件数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	2件	4件	8件	9件	10件
策定件数	2件	0件	0件	0件	2件
達成率	100%	—	—	—	20%

II 課題

現状は、自然災害等においては、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性を踏まえた具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にはおらず、加えて、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・会員をはじめとする当町内小規模事業者に対して、自然災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・次の表のとおり、BCP作成目標を設定する。

BCP作成目標

業種名	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他
事業者数	41	43	12	103	34	73	48
BCP作成目標	5	5	2	10	3	8	5

(BCP作成目標は商工業者の会員数の約10%)

【5カ年成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	7	7	7	8	9
うちBCP作成事業者数	7	7	7	8	9

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・令和7年度からの「大崎上島町第3次長期総合計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、事業継続計画（令和7年12月作成）に基づいて行動する。

3) 関係団体等との連携

- ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構と連携して、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を定期的（1回/年）に確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・職員は、発災後3時間以内に商工会安否確認システムにより安否及び被害状況を広島県商工会連合会へ報告する。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

大崎上島町と当商工会との間で連絡調整の上、応急対策の方針を下記のとおり決定する。

(自然災害の場合)

- ・職員は自身の安全確保を最優先とし、生命の危険を感じる状況等では出勤を控え、十分な安全確認の後に出勤する。
- ・当商工会の全職員に被害が及ぶ場合の応急対策や役割分担を決める。
- ・確認された被害状況等は3日以内を目安に大崎上島町と情報を共有する。
- ・被害規模は(表1)を目安とする。
- ・情報共有の頻度は(表2)を目安とする。

(表1)

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されているため確認できない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

(表2)

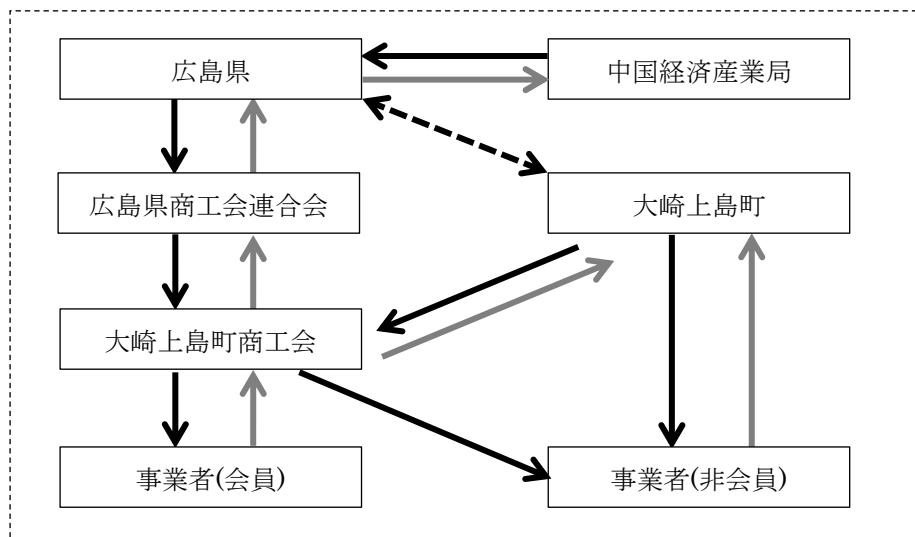
発災後～1週間	3回/日(朝・昼・夕)
1週間～2週間	2回/日(午前・午後)
2週間～1ヶ月	1回/日(午前)
1ヶ月以降	2回/週

- ・当町で取りまとめた「大崎上島町内での新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの発生状況等対策」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維

持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握と商工会内の指揮命令を実現する仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と大崎上島町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法を予め確認しておく。
- ・当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、大崎上島町の地域経営課と情報共有し、広島県商工会連合会を通じて県担当者に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と大崎上島町が共有した情報を県の指定する方法にて当商工会又は大崎上島町より県へ報告する。
- ・下図の情報共有と報告の経路は次の通り



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、大崎上島町と相談する。なお、当商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び大崎上島町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や大崎上島町及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

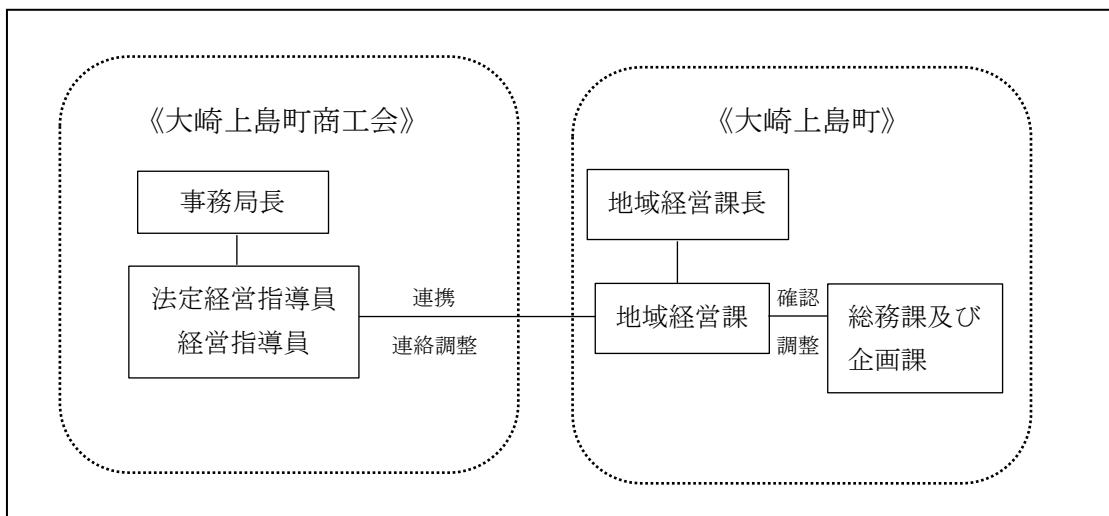
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（大崎上島町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／大崎上島町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／大崎上島町商工会と大崎上島町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 木下 達也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

大崎上島町商工会

〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町中野 4098-4

Tel: 0846-64-3505 Fax: 0846-64-3552 email: kamijima-ohsaki@hint.or.jp

②関係市町

大崎上島町 地域経営課

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野 6625-1

Tel: 0846-65-3123 Fax: 0846-65-3144 email: keiei01@town.osakikamijima.lg.jp

※その他

- ・上記に変更が生じた場合には、速やかに広島県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	2 3 2	2 3 2	2 3 2	2 3 2	2 3 2
・専門家謝金及び旅費	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9
・セミナー開催費	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
・チラシ等作成費	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
・協議会運営費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・防災、感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大崎上島町補助金、広島県補助金、事業収入、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし。
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等